

高取町家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、町民のごみ減量に対する意識の向上を図るため、家庭用生ごみ処理機又は生ごみ処理容器(以下「処理機器」という。)を設置した者に対して、高取町家庭用生ごみ処理機器購入補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有していること。
- (2) 購入した処理機器を町内に設置して、適正に維持管理ができる者
- (3) 処理機器により生ごみを減量し、家庭ごみとして排出する者又は生ごみを堆肥化し、適切に処理できる者
- (4) 世帯員全員が町税を完納していること。

(補助対象の処理機器)

第3条 補助の対象となる処理機器は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生ごみ処理機 生ごみを電動又は手動でかくはん等を行うことで乾燥させる、または微生物等により分解して減量又は堆肥化することを目的とした機械
 - (2) 生ごみ処理容器 コンポスト容器やぼかし容器などで生ごみを微生物等により分解する、または堆肥化することを目的とする処理容器
- 2 生ごみを単に破碎し、水路又は下水道等に排出する機器(ディスポーザー等)及び生ごみを単に焼却する機器は、前項の処理機器とみなさない。
 - 3 本体を除く消耗品、備品及び修理費は、第1項の規定にかかわらず補助対象としない。
 - 4 新規購入が対象となり、新古品や中古品は対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生ごみ処理機 処理機の購入に要する費用の2分の1を乗じて得た額とし、30,000円を限度とする。
 - (2) 生ごみ処理容器 処理容器の購入に要する費用の2分の1を乗じて得た額とし、3,000円を限度とする。
- 2 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 購入費用には送料やメーカー保証費、設置費用は含まない。
 - 4 補助金の交付について、生ごみ処理機は1世帯1基、生ごみ処理容器は1世帯につき2個を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、処理容器の購入後2か月以内に、高取町家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲

げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 購入した処理容器が電気式容器の場合は、そのカタログ、領収書及び保証書の各写し。電気式以外の容器の場合は、領収書の写し。(領収書には、処理容器等の購入日、名称、数量、価格及び販売店名が明記されていること。)

(2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の可否を決定するものとする。この場合において、町長は補助金の交付を決定したときは、その額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは、高取町家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた者は、高取町家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(補助金の支払い)

第8条 町長は、前条の規定により請求書の提出があった場合は、請求日から起算して30日以内に請求者の指定する口座へ振り込むものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。